

平成24年度報告書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

東京電力株式会社

目 次

株主のみなさまへ	2
(第89回定時株主総会開催ご通知添付書類)	
事業報告	3
連結貸借対照表	32
連結損益計算書	33
連結株主資本等変動計算書	34
連結注記表	35
貸借対照表	45
損益計算書	46
株主資本等変動計算書	47
個別注記表	48
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	57
計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	59
監査委員会の監査報告	61

株主のみなさまへ

株主のみなさま，そして立地地域，広く社会のみなさまには，一昨年の福島第一原子力発電所の事故により，2年あまりが経過した今なお多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。また，本年3月以降，同発電所において停電事故や地下貯水槽からの汚染水の漏えい等を発生させたことにつきまして，重ねてお詫び申し上げます。これら一連の事故に対しましては，再発防止に向けてあらゆる対策を徹底してまいります所存です。

当社は，現在，昨年11月に策定した「再生への経営方針」のもと，福島復興本社を中心にグループ一丸となって賠償や除染・復興推進を迅速かつ適切にすすめるとともに，原子炉の廃止措置作業の確実な実施や電力の安定供給の確保に総力をあげて取り組んでおります。また，原子力改革や財務・収益基盤の強化に向けた抜本的なコスト削減等の取り組みにも全力を尽くしているところであります。

克服すべき課題が山積してはおりますが，当社は，福島の復興こそが再生の原点との認識に立ち，「事故の責任を全うし，世界最高水準の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜く」という新たな使命のもと，厳しい競争環境下において活力ある企業として再生することにより，優れた技術・人材といった経営基盤を保持しつつ，賠償や廃炉などの責務を持続的に果たしていく所存であります。

株主のみなさまには，引き続き無配とさせていただかざるを得ないことに対し深くお詫び申し上げますとともに，今後とも当社の取り組みに対しご理解，ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

取締役会長 **下河邊和彦**
代表執行役社長 **廣瀬 直己**

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 当社グループの業績

平成24年度のわが国経済は、東日本大震災の復興需要等を背景として年度前半は緩やかな回復基調で推移し、後半は、世界景気の減速等の影響を受けて生産や輸出が減少したものの、その後持ち直しの動きがみられました。

このような状況のなか、当年度の連結収支は、2年連続で経常損失を計上することとなりました。まず、収益面につきましては、電気事業において電気料金の値上げや燃料費調整制度による収入増があったことなどから、売上高（営業収益）は前年度に比べ11.7%増の5兆9,762億円となり、その他の収益を加えた経常収益合計は11.8%増の6兆378億円となりました。一方、費用面では徹底的な経営合理化により総合特別事業計画における削減目標額を1,451億円上回る4,969億円のコスト削減を達成したものの、原子力発電所の運転停止や燃料価格の上昇等に伴い燃料費が大幅に増加したことなどから、経常費用合計は9.7%増の6兆3,647億円となりました。

以上により、経常損失は3,269億円となりました。また、原子力損害賠償支援機構からの資金交付金や固定資産等の売却益など9,139億円を特別利益として計上する一方、事故の被害者の方々への賠償に要する費用など1兆2,488億円を特別損失として計上したことなどから、当期純損失は6,852億円となりました。

② 事業別の業績

a. 電気事業

当年度の当社の販売電力量は2,690億kWhとなり、前年度を0.3%上回りました。この内訳として、まず自由化の対象外である「電灯」（主にご家庭用）及び「電力」（主に商店・小規模工場用）についてみますと、「電灯」は、冬季の気温が前年度に比べ概ね高く推移し暖房需

要が減少したことなどから0.5%減の953億kWhとなりました。「電力」は、契約電力が減少したことなどから2.4%減の109億kWhとなりました。一方、自由化の対象である「特定規模需要」（主に大規模店舗・事務所ビル・工場用）につきましては、一昨年の東日本大震災の影響による減少の反動などから1.0%増の1,629億kWhとなりました。

売上高につきましては、電気料収入が増加したことなどから、前年度に比べ13.3%増の5兆6,600億円となりました。一方、営業費用は、燃料費が増加したことなどから11.5%増の5兆9,297億円となりました。この結果、営業損失は2,696億円となりました。

b. その他

電気事業以外の事業といたしましては、「情報通信事業」、「エネルギー・環境事業」、「住環境・生活関連事業」及び「海外事業」を実施しております。これらの売上高の合計につきましては、経営合理化の一環として子会社を売却したことに伴う売り上げの減少があったことなどから、前年度に比べ9.3%減の5,913億円となりました。一方、営業費用の合計は9.1%減の5,474億円となりました。この結果、営業利益の合計は439億円となりました。

事業区分	売上高	営業費用	営業利益
	億円	億円	億円
電気事業	56,600	59,297	△ 2,696
その他	5,913	5,474	439
情報通信事業	730	686	44
エネルギー・環境事業	4,218	3,928	290
住環境・生活関連事業	953	854	98
海外事業	11	5	5
内部取引消去	△ 2,752	△ 2,789	36
合計	59,762	61,982	△ 2,219

③当年度の施策

当社は、福島第一原子力発電所の事故発生以来、被害者の方々への賠償や原子炉の廃止措置に総力をあげて取り組んでおります。また、すべての原子力発電所が運転を停止しているなか、建設中の火力発電設備の早期稼働に努めるなど、電力の安定供給を確保するための取り組みも着実にすすめております。

当年度におきましては、これらの取り組みを持続的に実施できるよう、昨年5月に国の認定を受けた総合特別事業計画のもと、コスト削減や保有資産の売却など経営合理化の徹底に加え、電気料金の値上げや増資による大幅な資本増強を実施し、当面の財務基盤を確保いたしました。また、経営の客観性・透明性を向上させるため、委員会設置会社に移行し、取締役の過半数を社外出身者とするなど、経営機構改革も実施いたしました。

さらに、賠償費用等により財務リスクが増大するなか、事業環境の変化や急激な企業体力の劣化が生じていることを踏まえ、昨年11月、「再生への経営方針」を策定いたしました。この経営方針のもと、当社は、巨額の財務リスクについて、国による新たな支援の枠組みを早期に検討するよう要請するとともに、一両年で取り組むべき具体的な内容を「改革集中実施アクション・プラン」としてとりまとめ、このプランの実現に取り組んでまいりました。賠償・除染・復興推進等につきましては、本年1月に福島復興本社を設置し、専任の副社長を常駐させるなど、これらの取り組みを地元に着実に迅速にすすめる体制を整備いたしました。また、原子力につきましては、福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置作業を迅速かつ確実に実施するとともに、原子力改革に向けた当社の取り組みを国内外の専門家・有識者からなる「原子力改革監視委員会」が監視する体制を構築いたしました。

(2) 対処すべき課題

当社は、今後も被害者の方々への親身・親切的な賠償や長期に及ぶ原子炉の廃止措置に責任をもって取り組んでまいり所存であります。賠償・除染費用や原子炉の廃止措置関連費用など、被害の地域的広がりや被害額、復旧必要額の大きさなどからみて国家的難題に直面しています。また、電力市場の全面自由化をはじめとする電力システム改革により競争がさらに激化するなど、当社を取り巻く事業環境が一層厳しさを増す一方、引き続き安定供給を確保していくためには、原子力の安全対策強化や経年火力の適切な運転・リプレースなど電力設備の運用・更新を確実に実施していくことが不可欠であります。

こうしたなか、現在の支援の枠組みのみで対応した場合、国に依存した状態から脱却することは長期にわたって困難となり、将来への展望が見いだせない状態が続けば、事業活動に不可欠な資金の不足や人材の流出などにより企業体力の劣化が加速していくことが予想されます。その結果、全面自由化への対応はもとより、安定供給の確保に支障が生じるとともに、賠償や廃炉などの責務を持続的に果たしていくことも厳しい状況になります。

こうした状況下において、当社は、競争環境のもとで市場原理に基づいて資金調達・投資決定を自律的に行うダイナミックな民間企業に早期に復帰し、技術・人材といった経営基盤を保持してまいります。このため、巨額の財務リスクについて、国による新たな支援の枠組みの検討を引き続き要請する一方、以下の施策等により企業改革を徹底的にすすめ、「事故の責任を全うし、世界最高水準の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜く」という新たな使命を果たしていく所存です。

①「福島復興」を原点とする取り組み

事故の責任を全うするため、福島復興本社を中心に、国や自治体と連携しながら、親身・親切的な賠償の徹底・深化、除染・復興推進等にグループ一丸となって取り組んでまいります。

具体的には、本年3月に開始した宅地・建物・家財に係る賠償を迅速にすすめるとともに、被害者の方々の個別事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施いたします。また、除染関連業務に携わる要員を本年内に昨年の3倍にあたる300名規模に増やすとともに、地域の経済復興や雇用回復・創出につながる取り組みをすすめてまいります。

②原子力安全対策の取り組み

当社は、引き続き、中長期ロードマップに沿って福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置作業を確実に実施してまいります。なお、本年3月以降発生した停電事故や地下貯水槽からの汚染水の漏えい等により、福島のみなさまをはじめ広く社会のみなさまに多大なご心配とご迷惑をおかけいたしました。当社は、安定化維持・強化のための設備・運営管理の信頼度向上対策を徹底し、社会のみなさまにご安心いただけるよう努めてまいります。特に、日々発生する汚染水につきましては、貯水タンクの増設計画の前倒しや多核種除去設備の活用による汚染レベルの低減等を実施いたします。

また、柏崎刈羽原子力発電所につきましては、設備の適切な維持管理に加えて、建屋への浸水防止工事など一層の安全性向上に向けた対策を確実に実施いたします。

こうした取り組みに加え、「原子力改革監視委員会」の監督のもと、本年3月に策定した「原子力安全改革プラン」に基づき、設備面及び運用面におけるさまざまな安全性向上対策を迅速に強化するとともに、社外出身者をトップとする原子力安全監視室の設置やリスクコミュニケーション活動の充実等によりマネジメント面の強化にも取り組んでまいります。

③サバイバルのためのコスト削減とコスト管理の徹底

電力市場の全面自由化後も市場競争に勝ち抜いていけるよう、抜本的なコスト削減に取り組むとともに、外部有識者を委員とする「調達委員会」のもとで調達構造や慣行の見直しをすすめてまいります。これらにより、総合特別事業計画で掲げた10年間平均で3,365億円という削減目標

額から、さらに年1,000億円規模のコスト削減の上積みをめざします。加えて、現段階では柏崎刈羽原子力発電所の再稼働の時期が見通せない状況にあることから、緊急避難的なコスト削減の深掘りも含め、あらゆる手段を講じてまいります。また、全社に管理会計を導入し、細分化された組織単位での自発的なコスト削減・収益拡大のメカニズムを確立いたします。

④社内カンパニー制の導入による経営改革

将来のホールディングカンパニー制への移行も視野に入れ、各事業部門が自発的に収益拡大に取り組み競争力を高めていくことができるよう、本年4月より社内カンパニー制を導入いたしました。

各カンパニーにおける取り組みの内容は、以下のとおりであります。

a. フュエル&パワー・カンパニー

火力発電による電力の販売や燃料の調達等を行う当カンパニーは、低廉な電力を安定的にお客さまにお届けするとともに、コスト削減と売上拡大による利益・カンパニー価値の最大化をめざします。

このため、火力発電設備の建設・定期点検の工程短縮や工事の実施内容・範囲の厳選等により、燃料費・固定費を徹底して削減いたします。中長期的には、石炭火力発電や高効率LNG火力発電へのリプレイスやシェールガスをはじめとする低廉な軽質LNGの大幅な導入拡大等により、発電原価構造を抜本的に改善してまいります。また、現在実施している海外での発電事業や燃料事業等を着実に推進するとともに、優良な投資案件の発掘にも取り組んでまいります。

b. パワーグリッド・カンパニー

送配電網（パワーグリッド）による電力供給を行う当カンパニーは、徹底したコスト削減ときめ細かいリスク管理を行い、託送原価の低減と電力系統の信頼度の維持をめざすとともに、中立・公平な送配電網の利用環境を提供してまいります。

このため、あらゆる領域におけるコスト削減策を恒常化したうえで一層の深掘りを検討するほか、設備の劣化管理をさらに高度化いたします。また、送配電網の利用における新電力と社内組織との公平な取り扱いを徹底し、託送業務の中立性を確保することに加え、系統情報等の積極的な開示により事業運営の透明性を高めてまいります。さらに、再生可能エネルギーの大量導入や全国レベルでの電力融通に対応するため、系統電圧対策や地域間連系線のさらなる活用に向けた検討・整備などを実施いたします。

c. カスタマーサービス・カンパニー

お客さまとの接点となる当カンパニーは、全面自由化後の競争を勝ち抜くため、スマート社会・スマートライフを実現する魅力あるトータルソリューションを提供いたします。

このため、これまで培ってきたノウハウを活かしつつ、アライアンスなどにより広く社外の知見を取り入れ、電気だけではなく周辺事業を含めた最適なソリューションを提案いたします。また、お客さまのライフスタイルにあわせて選んでいただける電気料金メニューを充実させるとともに、スマートメーターを利用したサービス等を検討し、提供してまいります。

さらに、価格競争力の強化に向けて、卸電力取引所の積極的な活用や新規電源調達における入札の利用等により、中長期的な電気料金の低減に取り組んでまいります。

⑤業務改革

上記の取り組みを一層加速させていくため、人事制度や広報の改革にも取り組んでまいります。具体的には、処遇制度や評価制度の見直しにより実力主義を徹底するとともに、新たな人材育成体系の構築等を通じ、成長・改革を牽引し続ける人材を創出いたします。また、リスクやトラブル情報の迅速かつ正確な発信や経営トップが前面に立った広報等を実施し、社会からの信頼を回復できるよう努めてまいります。

(3) 設備投資の状況

①設備投資額

事業区分	金額
電気事業	6,473
その他	310
情報通信事業	73
エネルギー・環境事業	191
住環境・生活関連事業	46
海外事業	—
内部取引消去	△ 34
合計	6,750

億円

②完成した主な設備

a. 発電設備

名称	出力(万kW)
(水力)	
神流川発電所	47
(火力)	
千葉火力発電所3号系列	33.4
鹿島火力発電所7号系列	80.4
川崎火力発電所2号系列	50

(注) 神流川発電所(出力282万kW)、千葉火力発電所3号系列(出力150万kW)、鹿島火力発電所7号系列(出力124.8万kW)及び川崎火力発電所2号系列(出力192万kW)については、それぞれ当年度中の完成成分を記載いたしております。

b. 送電設備

名 称	電圧(kV)	亘長(km)
川崎豊洲線（地中線，新設）	275	22.2
千葉葛南線（地中線，新設）	275	30.4

（注）川崎豊洲線（3回線）及び千葉葛南線（2回線）については，それぞれ当年度中に1回線が完成いたしております。

c. 変電設備

名 称	電圧(kV)	出力(万kVA)
新茂木変電所（増設）	500	150

③建設中の主な設備（平成25年3月31日現在）

a. 発電設備

名 称	出力(万kW)
(水力)	
葛野川発電所	80
神流川発電所	188
(火力)	
常陸那珂火力発電所2号機	100
広野火力発電所6号機	60
千葉火力発電所3号系列	49.8
鹿島火力発電所7号系列	44.4
川崎火力発電所2号系列	142

b. 送電設備

名 称	電圧 (kV)	亘長 (km)
西上武幹線 (架空線, 新設)	500	59.3
川崎豊洲線 (地中線, 新設)	275	22.2
千葉葛南線 (地中線, 新設)	275	30.4

④廃止した主な設備

発電設備

名 称	出力 (万kW)
(原子力) 福島第一原子力発電所1～4号機	281.2

(4) 資金調達状況

①社 債

発行による収入	7,283億円
償還による支出	7,502億円

②借入金

借入による収入	1兆 333億円
返済による支出	1兆3,744億円

③株 式

発行による収入	9,974億円
---------	---------

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度 (当年度)
売上高 (億円)	50,162	53,685	53,494	59,762
経常利益 (億円)	2,043	3,176	△ 4,004	△ 3,269
当期純利益 (億円)	1,337	△12,473	△ 7,816	△ 6,852
1株当たり当期純利益 (円)	99.18	△846.64	△487.76	△427.64
総資産 (億円)	132,039	147,903	155,364	149,891

(6) 重要な子会社の状況 (平成25年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
東電不動産株式会社	億円 30.2	% 100	不動産の賃貸借, 管理
東京発電株式会社	25	100	電気の卸供給
株式会社テプコシステムズ	3.5	100	コンピュータ機器による情報処理, ソフトウェアの開発及び保守
東電工業株式会社	3	100	発電設備等の補修工事
東電環境エンジニアリング株式会社	3	100	環境保全設備等の運転, 保守
株式会社東電ホームサービス	2	100	電気利用に関するコンサルティング, 配電設備の設計, 保守
東電リース株式会社	1	100	車両等のリース
東京電設サービス株式会社	0.5	100	送電, 変電設備等の保守

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
東電フュエル株式会社	億円 0.4	% 100	石油製品の販売
東電設計株式会社	0.4	100	発電，送電，変電設備等の設計，工事監理
東電広告株式会社	0.2	100	当社所有の電柱等を媒体とする広告の請負
東京臨海リサイクルパワー株式会社	1	95.5	産業廃棄物処理，電気の販売
Tokyo Electric Power Company International B.V.	百万ユーロ 240	100	海外事業への投資
Cygnus LNG Shipping Limited	億円 40.0	70	LNG船の保有，用船
Tokyo Timor Sea Resources Inc.	百万米ドル 39.0	66.7	ガス田開発事業会社への投資

(7) 事業の譲渡，合併等企業再編行為等

- ① 当社は，平成24年5月22日をもって，当社の保有する東京都市サービス株式会社の株式の一部を伊藤忠エネクス株式会社に譲渡いたしました。この結果，当社の出資比率は33.396%となりました。
- ② 当社は，平成24年10月31日をもって，当社の保有する株式会社アット東京の株式の一部をセコム株式会社に譲渡いたしました。この結果，当社の出資比率は33.334%となりました。

(8) 主要な事業内容 (平成25年3月31日現在)

事業区分	事業内容
電気事業	電気の供給
その他	
情報通信事業	情報処理サービス
エネルギー・環境事業	設備の建設・保守, リース, エネルギー資源の開発・採掘・加工・売買・輸送, ガス供給, 廃棄物の処理
住環境・生活関連事業	不動産の売買・賃貸借・管理, 広告
海外事業	コンサルティング, 海外事業への投資

(9) 主要な事業所 (平成25年3月31日現在)

①当社の主要な事業所

a. 本店 (東京都千代田区)

b. 福島復興本社 (福島県双葉郡楢葉町)

c. 支店

栃木支店 (栃木県宇都宮市), 群馬支店 (群馬県前橋市), 茨城支店 (茨城県水戸市), 埼玉支店 (埼玉県さいたま市), 千葉支店 (千葉県千葉市), 東京支店 (東京都新宿区), 多摩支店 (東京都八王子市), 神奈川支店 (神奈川県横浜市), 山梨支店 (山梨県甲府市), 沼津支店 (静岡県沼津市)

d. 主な発電所

水力 (出力10万kW以上)

鬼怒川, 今市, 塩原 (以上栃木県), 矢木沢, 玉原, 神流川 (以上群馬県), 葛野川 (山梨県), 秋元 (福島県), 安曇, 水殿, 新高瀬

川（以上長野県）、中津川第一、信濃川（以上新潟県）
火力（出力100万kW以上）

鹿島、常陸那珂（以上茨城県）、五井、姉崎、袖ヶ浦、富津、千葉
（以上千葉県）、大井、品川（以上東京都）、横須賀、横浜、南横
浜、東扇島、川崎（以上神奈川県）、広野（福島県）

原子力

福島第一、福島第二（以上福島県）、柏崎刈羽（新潟県）

②重要な子会社の主要な事業所（本店）

東電不動産株式会社（東京都中央区）、東京発電株式会社（東京都港区）、株式会社テプコンシステムズ（東京都江東区）、東電工業株式会社（東京都港区）、東電環境エンジニアリング株式会社（東京都港区）、株式会社東電ホームサービス（東京都港区）、東電リース株式会社（東京都港区）、東京電設サービス株式会社（東京都台東区）、東電フュエル株式会社（東京都江東区）、東電設計株式会社（東京都台東区）、東電広告株式会社（東京都渋谷区）、東京臨海リサイクルパワー株式会社（東京都江東区）、Tokyo Electric Power Company International B.V.（オランダ）、Cygnum LNG Shipping Limited（バハマ）、Tokyo Timor Sea Resources Inc.（アメリカ）

(10) 使用人の状況 (平成25年3月31日現在)

事業区分	使用人数 (前年度末比増減)
電気事業	36,057名 (−1,376名)
その他の情報通信事業	12,700名 (−1,913名)
エネルギー・環境事業	3,123名 (−572名)
住環境・生活関連事業	7,129名 (−591名)
海外事業	2,442名 (−756名)
	6名 (+6名)
合計	48,757名 (−3,289名)

(11) 主要な借入先 (平成25年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	億円
株式会社三井住友銀行	7,829
株式会社日本政策投資銀行	6,195
株式会社みずほコーポレート銀行	5,315
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,499
三井住友信託銀行株式会社	3,428
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,931

2. 株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数		141億株
(2) 発行可能種類株式総数	普通株式	350億株
	A種優先株式	50億株
	B種優先株式	5億株
(3) 発行済株式の総数	普通株式	16億701万7,531株
	A種優先株式	16億株
	B種優先株式	3億4,000万株
(注) 当年度中の増加		
・平成24年7月31日付優先株式の発行		
	A種優先株式	16億株
	B種優先株式	3億4,000万株
(4) 株主数	普通株式	86万7,703名
	A種優先株式	1名
	B種優先株式	1名

(5) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数				出資比率
	普通株式	A種優先株式	B種優先株式	合 計	
	千株	千株	千株	千株	%
原子力損害賠償支援機構	—	1,600,000	340,000	1,940,000	54.74
東京電力従業員持株会	49,670	—	—	49,670	1.40
東 京 都	42,676	—	—	42,676	1.20
株式会社三井住友銀行	35,927	—	—	35,927	1.01
日本マスター トラスト信託銀行 株式会社(信託口)	33,184	—	—	33,184	0.94
日本生命保険相互会社	26,400	—	—	26,400	0.74
株式会社みずほ コーポレート銀行	23,791	—	—	23,791	0.67
日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社(信託口)	22,667	—	—	22,667	0.64
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	15,657	—	—	15,657	0.44
日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社(信託口1)	15,182	—	—	15,182	0.43

(注) 出資比率は、自己株式（普通株式2,980,167株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の氏名等（平成25年3月31日現在）

①取締役

氏名	地位，担当及び重要な兼職の状況
しもこうべ かず ひこ 下河邊 和 彦	取締役会長 監査委員長，指名委員，報酬委員 弁護士，蝶理株式会社社外監査役
ひろせ なお み 廣 瀬 直 己	取締役 指名委員
やまぐち ひろし 山 口 博	取締役 株式会社東光高岳ホールディングス社外取締役，株式会社東京エネシス社外監査役
ないとう よし ひろ 内 藤 義 博	取締役
しまだ たかし 嶋 田 隆	取締役 指名委員 原子力損害賠償支援機構連絡調整室長
ふるや まさ のり 古 谷 昌 伯	取締役 監査委員
すぢ ふみ お 敷 土 文 夫	取締役 指名委員長 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社相談役，大成建設株式会社社外取締役，株式会社LIXILグループ社外取締役，武田薬品工業株式会社社外取締役
のう み きみ かず 能 見 公 一	取締役 報酬委員長 株式会社産業革新機構代表取締役社長，フィデアホールディングス株式会社社外取締役
こばやし よし みつ 小 林 喜 光	取締役 指名委員 株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役社長，三菱化学株式会社取締役会長，株式会社地球快適化インスティテュート代表取締役社長

氏 名	地位、担当及び重要な兼職の状況
かし たに たか お 榎 谷 隆 夫	取 締 役 監査委員 公認会計士、株式会社ブレイン・ コア代表取締役社長、株式会社エ フ・ピーブレイン代表取締役社長
ふじ もり よし あき 藤 森 義 明	取 締 役 報酬委員 株式会社L I X I Lグループ取締 役代表執行役社長兼CEO、株式 会社L I X I L代表取締役社長兼 CEO

- (注) 1. 下河邊和彦氏、數土文夫氏、能見公一氏、小林喜光氏、榎谷隆夫氏及び藤森義明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 下河邊和彦氏は弁護士として、また、榎谷隆夫氏は公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、數土文夫氏が社外取締役を務める大成建設株式会社と発電所における土木・建築工事等の取引を行っております。

②執行役

氏 名	地位、担当及び重要な兼職の状況
ひろ せ なお み 廣 瀬 直 己	代表執行役社長 原子力改革特別タスクフォース長
やま ぐち ひろし 山 口 博	代表執行役副社長 業務全般 電力流通本部長 技術部、建設部担当
ない とう よし ひろ 内 藤 義 博	代表執行役副社長 業務全般 福島本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長 グループ事業部、労務人事部担当
あい ざわ ぜん ご 相 澤 善 吾	代表執行役副社長 業務全般 原子力改革特別タスクフォース長代理兼原子力・立地本部長
いし ざき よし ゆき 石 崎 芳 行	代表執行役副社長 業務全般 福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長

氏名	地位、担当及び重要な兼職の状況
小森明生	常務執行役 原子力・立地本部副本部長兼福島第一安定化センター所長兼福島本部
佐野敏弘	常務執行役 国際部，火力部，燃料部担当 鹿島共同火力株式会社代表取締役会長
片岡和久	常務執行役 お客さま本部長
村松 衛	常務執行役 経営改革本部事務局長（共同） 企画部，システム企画部，広報部， ガス・カンパニー担当
新妻常正	常務執行役 福島本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長 株式会社日本フットボールヴィレッジ代表取締役副社長
高橋 彰	常務執行役 経理部，資材部，原子力品質監査部担当
武部俊郎	常務執行役 技術開発本部長兼電力流通本部副本部長 電子通信部，品質・安全監査部担当
増田祐治	常務執行役 福島本部副本部長 環境部，総務部，用地部，総合研修センター担当
嶋田 隆	執行役 会長補佐兼経営改革本部事務局長（共同）
横田昌史	執行役 経営改革本部事務局長代理 原子力損害賠償支援機構連絡調整室次長

- (注) 1. 廣瀬直己氏，山口博氏，内藤義博氏及び嶋田隆氏は，取締役を兼務しております。
2. 取締役を兼務する執行役の重要な兼職の状況については，「①取締役」の表に記載しております。

3. 社内カンパニー制の導入に伴い、平成25年4月1日付で、山崎剛氏が新たに常務執行役に就任するとともに、執行役の担当を次のとおり変更しております。

氏名	担当
山口 博 <small>やまぐち ひろし</small>	業務全般 技術開発本部長 技術部, 建設部担当
佐野 敏弘 <small>さの としひろ</small>	フュエル&パワー・カンパニー・プレジデント
片岡 和久 <small>かたおか かずひさ</small>	システム企画部, 国際部, 品質・安全監査部, 原子力品質監査部担当
村松 衛 <small>むらまつ まもる</small>	経営改革本部事務局長 (共同) 企画部, 広報部, ガス・カンパニー担当
高橋 彰 <small>たかはし あきら</small>	経理部, 資材部担当
武部 俊郎 <small>たけべ としろう</small>	パワーグリッド・カンパニー・プレジデント
増田 祐治 <small>ますだ ゆうじ</small>	福島本部副本部長 環境部, 総務部, 総合研修センター担当
山崎 剛 <small>やまざき たけし</small>	カスタマーサービス・カンパニー・プレジデント

(2) 報酬等の総額

①委員会設置会社移行前 (平成24年4月から6月まで)

	支給人数	報酬等の額
	名	百万円
取締役	8	35
監査役	6	18

- (注) 1. 株主総会決議による報酬等の限度額は次のとおりであります。(平成19年6月定時株主総会決議)
 取締役 年額 1,200百万円以内
 監査役 年額 240百万円以内
2. 上記のうち、社外役員4名に対する報酬等の額は9百万円であります。

②委員会設置会社移行後（平成24年7月から平成25年3月まで）

	支給人数	報酬等の額
取締役	5名	26 百万円
執行役	13	146

- (注) 1. 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬を支給しておりませんので、上記の取締役の支給人数には執行役を兼務する取締役の人数を含めておりません。
2. 上記のうち、社外役員4名に対する報酬等の額は15百万円であります。

(3) 取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針

当社は、委員会設置会社に関する会社法の規定に基づき、報酬委員会において取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めております。当該方針の内容は次のとおりであります。

当社取締役の主な職務は、当社経営の業務執行の監督であることから、取締役報酬については、社内外の優秀な人材を確保すること、監督機能を有効に機能させることを取締役報酬の決定の基本方針とする。

当社執行役の職務は、当社経営及び担当する部門の責任者として、総合特別事業計画を着実に実行することにより、「賠償・廃止措置・安定供給」を同時に達成し、「新しい東電」の実現に向けた改革を進めていくことにあることから、これらを実行しうる優秀な人材を確保すること、業務執行に対するインセンティブを有効に機能させることを執行役報酬の決定の基本方針とする。

なお、当該方針については、今後の経営環境の変化等を踏まえ、必要に応じ見直していくこととする。

①取締役報酬

・常勤・非常勤の別、所属する委員会及び職務の内容に応じた額を基

本報酬として支給する。

- ・株主価値への連動の観点から，総合特別事業計画の具体的な実行状況を踏まえ，今後，報酬委員会において株式関連報酬の導入に向けた検討をすすめる。
- ・執行役を兼務する取締役に対しては，取締役としての報酬は支給しない。

②執行役報酬

- ・役職位，代表権の有無及び職務の内容に応じた額を基本報酬として支給する。
- ・総合特別事業計画の具体的な実行状況を踏まえ，今後，報酬委員会において業績連動報酬や株式関連報酬の導入に向けた検討をすすめる。

③支給水準

- ・当社経営環境に加え，他企業等における報酬水準，従業員の処遇水準等を勘案し，当社役員に求められる能力及び責任に見合った水準を設定する。

なお，当社は，平成17年6月28日に取締役及び監査役に対する慰労金制度を廃止している。

(4) 社外役員活動状況等

①社外役員主な活動状況

氏名	主な活動状況
下河邊 和彦	取締役会には15回中15回出席し、また、指名委員会には6回中6回、監査委員会には10回中10回、報酬委員会には3回中3回出席し、必要に応じて、主に弁護士としての経験と専門知識等を活かして発言を行っております。
數 土 文 夫	取締役会には15回中15回出席し、また、指名委員会には6回中6回出席し、必要に応じて、主に企業経営者としての経験と見識等を活かして発言を行っております。
能 見 公 一	取締役会には15回中15回出席し、また、報酬委員会には3回中3回出席し、必要に応じて、主に企業経営者としての経験と見識等を活かして発言を行っております。
小 林 喜 光	取締役会には15回中15回出席し、また、指名委員会には6回中6回出席し、必要に応じて、主に企業経営者としての経験と見識等を活かして発言を行っております。
樫 谷 隆 夫	取締役会には15回中15回出席し、また、監査委員会には10回中10回出席し、必要に応じて、主に公認会計士としての経験と専門知識等を活かして発言を行っております。
藤 森 義 明	取締役会には15回中12回出席し、また、報酬委員会には3回中3回出席し、必要に応じて、主に企業経営者としての経験と見識等を活かして発言を行っております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第29条第2項の規定に基づき、社外取締役全員との間で、同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当年度に係る会計監査人としての報酬等の額 140百万円

②当社及び子会社が支払うべき財産上の利益の合計額 224百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社は、会計監査人に対して、送配電部門収支計算書に係る超過利潤等管理表に関する証明書発行業務等を委託し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Tokyo Electric Power Company International B.V. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査委員会
は、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としており
ます。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが
困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合
には、監査委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提
出議案の内容を決定する方針としております。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査委員会の職務を補助すべき使用人として、監査特命役員を置く。また、監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、必要な人員を配置する。
- ② 監査特命役員及び監査委員会の職務を補助する専任の組織に属するものは、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議する。
- ③ 取締役及び執行役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告するとともに、監査委員会が選定する監査委員の求める事項について、必要な報告を行う。また、執行役、執行役員及び従業員から、監査委員会に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。
- ④ 監査委員が執行役会、経営改革本部会議及びその他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査組織が監査委員会と連携を図るための環境を整える等、監査委員会の監査の実効性を確保するための体制を整備する。

(2) 取締役及び執行役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役及び執行役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員にこれを遵守させる。

また、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。

-
- ② 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
 - ③ 取締役会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、執行役会を設置する。執行役会は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項について審議する。
 - ④ 取締役及び執行役は、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。

(3) 執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役会の議事概要その他職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。

(4) リスク管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役及び執行役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
- ② 当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。

- ④ 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な防災訓練の実施等、適切な体制を整備する。
- ⑤ リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役員等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- ⑥ 会社の経営全般について情報の共有を図り、経営改革を推進するため、経営改革本部会議を設置する。経営改革本部会議は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、重点経営課題に関する対応方針や対応の方向性について審議する。

(5) 執行役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営上の重要事項については、取締役会のほか、執行役会、経営改革本部会議、その他の会議体において適宜審議する等、効率的な意思決定を図る。
- ② 執行役による職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、執行役、執行役員、従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。
- ③ 情報のセキュリティ確保を前提に、職務執行の効率性向上や適正の確保に資するIT環境の整備に努める。

(6) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① すべての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、継続的に企業倫理研修を実施すること等により、その定着と徹底を図る。
- ② 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、「企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い、厳重に保護する。

- ③ 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
- ④ 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- ⑤ こうした取り組みを通じ、従業員一人ひとりが企業倫理を意識し自ら実践するとともに風通しの良い職場をつくる「しない風土」、社内規程の継続的な改善とその徹底を図る「させない仕組み」、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を充実・徹底させる。

(7) 当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 「東京電力グループ企業行動憲章」の下、グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を中期経営方針として示し、その達成に向け、グループを挙げて取り組む。また、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。
- ② 職務執行上重要な事項については、社内規程等に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。また、当社取締役及び執行役とグループ会社取締役が定期的な会議の中で意見交換を行うこと等により、グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決に努める。
- ③ グループ会社が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整えるとともに、必要に応じて当社の内部監査組織が監査を行うこと等により、グループ会社の業務の適正を確保するよう努める。

連結貸借対照表 (平成25年 3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	12,248,110	固 定 負 債	11,804,252
電気事業固定資産	7,320,361	社 債	3,768,108
水力発電設備	631,071	長期借入金	3,024,908
火力発電設備	846,988	退職給付引当金	424,198
原子力発電設備	745,537	使用済燃料再処理等引当金	1,108,592
送電設備	1,946,158	使用済燃料再処理等準備引当金	60,799
変電設備	764,362	災害損失引当金	702,000
配電設備	2,099,594	原子力損害賠償引当金	1,765,716
業務設備	134,362	資産除去債務	826,577
その他の電気事業固定資産	152,287	そ の 他	123,350
その他の固定資産	288,123	流 動 負 債	2,042,284
固定資産仮勘定	994,481	1年以内に期限到来の固定負債	1,127,182
建設仮勘定及び除却仮勘定	994,481	短期借入金	11,240
核 燃 料	807,303	支払手形及び買掛金	334,998
装荷核燃料	141,809	未払税金	87,748
加工中等核燃料	665,494	そ の 他	481,115
投資その他の資産	2,837,839	引 当 金	4,780
長期投資	151,598	原子力発電工事償却準備引当金	4,780
使用済燃料再処理等積立金	1,070,846	負 債 合 計	13,851,317
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	891,779	株 主 資 本	1,163,467
そ の 他	724,195	資 本 金	1,400,975
貸倒引当金(貸方)	△ 580	資 本 剰 余 金	743,621
		利 益 剰 余 金	△ 972,773
		自 己 株 式	△ 8,356
		その他の包括利益累計額	△ 46,762
流 動 資 産	2,741,020	その他有価証券評価差額金	2,452
現金及び預金	1,754,977	繰延ヘッジ損益	△ 18,261
受取手形及び売掛金	475,752	土地再評価差額金	△ 3,254
たな卸資産	227,672	為替換算調整勘定	△ 27,699
そ の 他	286,097	少 数 株 主 持 分	21,107
貸倒引当金(貸方)	△ 3,480	純 資 産 合 計	1,137,812
合 計	14,989,130	合 計	14,989,130

連結損益計算書 (平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	6,198,227	営業収益	5,976,239
電気事業営業費用	5,914,996	電気事業営業収益	5,660,091
その他事業営業費用	283,231	その他事業営業収益	316,147
営業損失	(221,988)		
営業外費用	166,541	営業外収益	61,574
支払利息	120,041	受取配当金	5,554
その他	46,500	受取利息	18,574
		持分法による投資利益	12,662
		その他	24,782
当期経常費用合計	6,364,768	当期経常収益合計	6,037,813
当期経常損失	326,955		
渴水準備金引当又は取崩し	△ 9,865		
渴水準備引当金取崩し(貸方)	△ 9,865		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	1,093		
原子力発電工事償却準備金引当	1,093		
特別損失	1,248,811	特別利益	913,972
災害特別損失	40,231	原子力損害賠償支援機構資金交付金	696,808
原子力損害賠償費	1,161,970	固定資産売却益	115,210
核燃料加工契約変更損失	15,582	有価証券売却益	3,671
減損損失	12,115	関係会社株式売却益	24,649
固定資産売却損	18,911	退職給付制度改定益	73,633
税金等調整前当期純損失	653,022		
法人税等	28,681		
法人税等	26,309		
法人税等調整額	2,371		
少数株主損益調整前当期純損失	681,703		
少数株主利益	3,589		
当期純損失	685,292		

連結株主資本等変動計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式		
当連結会計年度期首残高	900,975	243,631	△ 287,497	△ 8,372		848,736
当連結会計年度変動額						
新株の発行	500,000	500,000				1,000,000
当期純損失			△ 685,292			△ 685,292
自己株式の取得				△ 5		△ 5
自己株式の処分		△ 9			9	0
土地再評価差額金取崩額					16	16
その他					11	11
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)						
当連結会計年度変動額合計	500,000	499,990	△ 685,275		16	314,730
当連結会計年度末残高	1,400,975	743,621	△ 972,773	△ 8,356		1,163,467

	その他の包括利益累計額					少数株主分	純資産計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,288	△ 16,794	△ 3,236	△ 42,816	△ 61,558	25,299	812,476
当連結会計年度変動額							
新株の発行							1,000,000
当期純損失							△ 685,292
自己株式の取得							△ 5
自己株式の処分							0
土地再評価差額金取崩額							16
その他							11
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	1,164	△ 1,467	△ 18	15,117	14,795	△ 4,191	10,604
当連結会計年度変動額合計	1,164	△ 1,467	△ 18	15,117	14,795	△ 4,191	325,335
当連結会計年度末残高	2,452	△ 18,261	△ 3,254	△ 27,699	△ 46,762	21,107	1,137,812

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 59社

主な連結子会社は、東電不動産株式会社、東京発電株式会社、株式会社テプコシステムズ、東電工業株式会社、東電環境エンジニアリング株式会社、株式会社東電ホームサービス、東電リース株式会社、東京電設サービス株式会社、東電フュエル株式会社、東電設計株式会社、東電広告株式会社、東京臨海リサイクルパワー株式会社、Tokyo Electric Power Company International B.V.、Cygnus LNG Shipping Limited、Tokyo Timor Sea Resources Inc.である。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 17社

持分法適用関連会社は、相馬共同火力発電株式会社、鹿島共同火力株式会社、君津共同火力株式会社、常磐共同火力株式会社、株式会社関電工、株式会社ユーラスエナジーホールディングス、株式会社東光高岳ホールディングス、東京都市サービス株式会社、株式会社アット東京、日本原燃株式会社、日本原子力発電株式会社、株式会社東京エネシス、株式会社高岳製作所、東光電気株式会社、TeaM Energy Corporation、TEPDIA Generating B.V.、ITM Investment Company Limitedである。東京都市サービス株式会社、株式会社アット東京については、株式を一部売却したことにより、当連結会計年度において連結子会社から持分法適用関連会社に変更している。Great Energy Alliance Corporation Pty Limitedについては、株式を売却したことにより、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外している。株式会社東光高岳ホールディングスについては、東光電気株式会社と株式会社高岳製作所が株式移転を実施し共同持株会社として設立されたことにより、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めている。

持分法を適用していない関連会社（日本原子力防護システム株式会社、原燃輸送株式会社他）は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 長期投資（その他有価証券）

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

ロ たな卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

なお、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、(4)原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

数理計算上の差異は、主として発生した連結会計年度から3年間で定額法により計上している。

ロ 使用済燃料再処理等引当金

核燃料の燃焼に応じて発生する使用済燃料（具体的な再処理計画を有しない使用済燃料を

除く)に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額(割引率1.6%)を計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した当該使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、平成17年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は電気事業会計規則附則(平成17年経済産業省令第92号)第2条の規定により、平成17年度より15年間にわたり営業費用として計上することとしており、平成31年度まで毎期均等額30,560百万円を計上する。また、電気事業会計規則取扱要領第81に基づき、当連結会計年度末の未認識敷理計算上の差異(134,850百万円)については、翌連結会計年度から再処理の具体的な計画を有する使用済燃料が発生する期間にわたり営業費用として計上する。

ハ 使用済燃料再処理等準備引当金

具体的な再処理計画を有しない使用済燃料に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額(割引率4.0%)を計上する方法によっている。

なお、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所1～4号機の装荷核燃料に係る処理費用を含んでいる。

ニ 災害損失引当金

① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

- a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失
政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」(平成23年12月16日)を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という)が策定された(平成24年7月30日改訂)。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失のうち、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

- b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、使用済燃料再処理等準備引当金の計上基準に準じた見積額を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は使用済燃料再処理等準備引当金に含めて表示している。

- c 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づ

く見積額を計上している。

- d 火力発電所の復旧等に要する費用または損失
被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

(追加情報)

・当連結会計年度末における災害損失引当金残高の内訳

① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	26,384百万円
② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	675,616百万円
うち a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失	482,879百万円
b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用	4,837百万円
c 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	173,659百万円
d 火力発電所の復旧等に要する費用または損失	9,798百万円
e その他	4,440百万円
合計	702,000百万円

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち長期ロードマップに係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

ホ 原子力損害賠償引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積った避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(4) 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

（追加情報）

- ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(6) のれんの償却の方法及び期間

のれんの償却は、主として5年間で均等償却している。

【会計方針の変更に関する注記】

法人税法の改正（「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年12月2日 法律第114号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成23年政令第379号））に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。なお、この変更に伴う影響は軽微である。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 当社の総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債（1年以内に償還すべき金額を含む）	4,473,643百万円
うち内債	4,244,205百万円
外債	159,438百万円
金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債	70,000百万円
株式会社日本政策投資銀行借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	611,269百万円

- (2) 「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

流動資産	
その他	120,000百万円

- (3) 一部の連結子会社が金融機関等からの借入金等の担保に供している資産並びに担保付債務担保に供している資産

固定資産	
その他の固定資産	20,808百万円
流動資産	
現金及び預金	10,393百万円
たな卸資産	405百万円

合計 31,606百万円

上記のうち、その他の固定資産4,441百万円は、工場財団抵当に供している。

上記資産を担保としている債務

固定負債

長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む） 17,640百万円

上記のうち336百万円は、工場財団担当に係るものである。

(4)一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

固定資産

投資その他の資産

長期投資 57,310百万円

なお、出資会社が債務不履行となっても、連結子会社の負担は当該出資等の金額に限定されている。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 22,255,125百万円

3. 保証債務等

(1)保証債務

イ 以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社 198,825百万円

原燃輸送株式会社 23百万円

Team Energy Corporation 6,459百万円

SKZ-U LLP 928百万円

ロ 日本原燃株式会社が発行している社債に対する保証債務 9,597百万円

ハ ITM O&M Company LimitedのArabian Power Company 564百万円

Private Joint Stock Companyとの運転保守契約の履行に対する保証債務

ニ Mekong Energy Company Ltd.のElectricity of Vietnam 67百万円

との売電契約の履行に対する保証債務

ホ Team Sual CorporationのNational Power Corporation 1,410百万円

との売電契約の履行に対する保証債務

ヘ KEPCO Ilijan CorporationのNational Power Corporation 1,015百万円

との売電契約の履行に対する保証債務

ト TM Energy (Australia) Pty LtdのTN Power Pty Ltd及び 16,919百万円

Tarong Energy Corporation Limited (現Stanwell Corporation Limited)との事業譲渡契約の履行に対する保証債務

チ Tokyo Electric Power Company International Paiton I 1,376百万円

B.V.の金融機関との金利スワップ契約の履行に対する保証債務

リ PT IPM Operations and Maintenance Indonesiaの 628百万円

P.T.Paiton Energyとの運転保守契約の履行に対する保証債務

ス 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金 225,462百万円

に対する保証債務

合計 463,278百万円

(2) 偶発債務

イ 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については、下記金融機関との間に金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し、債務の履行を委任した。しかし、社債権者に対する当社の社債償還義務は、社債償還完了時まで存続する。

銘柄	債務履行引受金融機関	期末残高(百万円)
東京電力第426回社債	株式会社三井住友銀行	70,000

ロ 原子力損害の賠償に係る偶発債務

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部より「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

4. 会社法以外の法令の規定による引当金

(1) 原子力発電工事情償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第35条の規定により、「原子力発電工事情償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,607,017,531株
A種優先株式	1,600,000,000株
B種優先株式	340,000,000株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故の発生に伴う格付の低下等により、資金調達力が低下しているものの、金融機関からの借入及び社債の発行等により、電気事業等の運営上、必要な設備資金等の確実な調達に努めている。

資金運用は短期的な預金等に限定している。

投資有価証券は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。使用済燃料再処理等積立金は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年5月20日 法律第48号）に基づき拠出した金銭である。未収原子力損害賠償支援機構資金交付金（連結貸借対照表計上額891,779百万円）は、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）第41条第1項第1号に規定する資金の未収金である。当該未収金は、東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故等に伴う原子力損害に係る賠償の履行に充てるため、原子力損害賠償支援機構から、その必要額の交付を受けるものであり、賠償に要する金額に基づいていることなどから、時価等については記載していない。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、社内規程に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、支払期日を経過してなお支払われない場合については、督促等を行い回収に努めている。

有利子負債には、金利変動リスクに晒されている借入及び社債があり、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。また、外貨建社債については、為替変動リスクに晒されており、社債の発行時に、通貨スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。

デリバティブ取引は、社内規程に基づきリスクヘッジの目的に限定して利用しており、トレーディング・投機目的での取引はない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
(1) 投資有価証券 (※2) その他有価証券	4,486	4,486	—
(2) 使用済燃料再処理等積立金	1,070,846	1,070,846	—
(3) 現金及び預金	1,754,977	1,754,977	—
(4) 受取手形及び売掛金	475,752	475,752	—
(5) 社債 (※3)	(4,403,863)	(4,233,216)	170,647
(6) 長期借入金 (※3)	(3,509,715)	(3,436,504)	73,210
(7) 短期借入金	(11,240)	(11,240)	—
(8) 支払手形及び買掛金	(334,998)	(334,998)	—
(9) デリバティブ取引 (※4)	(287)	(287)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(※2) 連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

(※3) 連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっている。

(2) 使用済燃料再処理等積立金

特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」(平成17年5月20日 法律第48号)に基づき拠出した金銭である。

この取戻しにあたっては、経済産業大臣が承認した使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画に従う必要があり、帳簿価額は、当連結会計年度末現在における当該計画の将来取戻し予定額の現価相当額に基づいていることから、時価は当該帳簿価額によっている。

(3) 現金及び預金、並びに(4)受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(5) 社債

社の発行する社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものうち市場価格のあるもの時価は、市場価格によっている。ただし、為替予約等の振当処理の対象とされている社債(下記「(9)デリバティブ取引」参照)については、円貨建固定利付社債とみて、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。市場価格のないものについては、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。ただし、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金(下記「(9)デリバティブ取引」参照)については、その金利スワップのレートを借入金利とみなして現在価値を算定している。

(7) 短期借入金、並びに(8)支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(9) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格によっている。

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため(上記「(5)社債」参照)、「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため(上記「(6)長期借入金」参照)、「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額36,603百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1)投資有価証券 その他有価証券」には含まれていない。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たりの純資産額 72円83銭
- (注) 1株当たりの純資産額については、純資産の部の合計額から原子力損害賠償支援機構の優先株式の払込金額を控除して算定しており、算定上の基礎は以下のとおりである。
- (算定上の基礎)
- | | |
|----------------------|--------------|
| 連結貸借対照表の純資産の部の合計額 | 1,137,812百万円 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 | 1,021,107百万円 |
| うち優先株式の払込金額 | 1,000,000百万円 |
| うち少数株主持分 | 21,107百万円 |
| 普通株式に係る当連結会計年度末の純資産額 | 116,704百万円 |
| 1株当たりの純資産額の算定に用いられた | 1,602,478千株 |
| 当連結会計年度の末日における普通株式の数 | |
2. 1株当たりの当期純損失 427円64銭

【その他の注記】

1. 連結計算書類は、「会社計算規則」（平成18年 法務省令第13号）に準拠し、「電気事業会計規則」（昭和40年 通商産業省令第57号）に準じて作成している。
2. 災害特別損失
- 東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失を計上している。
- (1) 災害特別損失に含まれる費用または損失の計上方法等
- イ 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失
- 政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成24年7月30日改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。
- なお、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
3. 原子力損害賠償費及び原子力損害賠償支援機構資金交付金
- 東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積もった、避難等対象者の避難費用や精神的損

害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額3,806,900百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額3,686,900百万円と前連結会計年度の見積額との差額1,161,970百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、平成24年12月27日に同日時点での要賠償額の見直し額3,243,079百万円への資金援助の額の変更を申請し、当連結会計年度において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額3,123,079百万円と、同年5月9日に損害賠償の履行に充てるための資金として交付することが決定された金額2,426,271百万円との差額696,808百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。

4. 財務制限条項

当社の社債（676,411百万円）、長期借入金（21,764百万円）及び1年以内に期限到来の固定負債（199,994百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

貸借対照表 (平成25年 3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	12,099,663	固 定 負 債	11,694,707
電気事業固定資産	7,379,570	社 債	3,768,108
水力発電設備	632,833	長期借入金	2,980,428
汽力発電設備	848,663	長期未払債務	16,692
原子力発電設備	749,169	リース債務	488
内燃力発電設備	136,539	関係会社長期債務	15,329
新エネルギー等発電設備	13,434	退職給付引当金	388,355
送電設備	1,954,231	使用済燃料再処理等引当金	1,108,592
変電設備	768,482	使用済燃料再処理等準備引当金	60,799
配電設備	2,139,063	災害損失引当金	700,827
業務設備	134,657	原子力損害賠償引当金	1,765,716
貸付設備	2,495	資産除去債務	823,046
附帯事業固定資産	44,335	雑固定負債	66,319
事業外固定資産	4,547	流 動 負 債	2,088,536
固定資産仮勘定	953,304	1年以内に期限到来の固定負債	1,114,117
建設仮勘定	950,248	短期借入金	9,500
除却仮勘定	3,056	買掛金	319,800
核 燃 料	807,639	未払金	132,420
装荷核燃料	141,957	未払費用	201,890
加工中等核燃料	665,681	未払税金	68,999
投資その他の資産	2,910,265	預り金	5,616
長期投資	117,711	関係会社短期債務	208,033
関係会社長期投資	643,527	諸前受金	18,073
使用済燃料再処理等積立金	1,070,846	雑流動負債	10,084
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	891,779	引 当 金	4,780
長期前払費用	186,851	原子力発電工事償却準備引当金	4,780
貸倒引当金(貸方)	△ 450	負 債 合 計	13,788,023
		株 主 資 本	833,413
		資本金	1,400,975
		資本剰余金	743,621
		資本準備金	743,555
		その他資本剰余金	65
		利益剰余金	△ 1,303,618
		利益準備金	169,108
		その他利益剰余金	△ 1,472,727
		海外投資等損失準備金	397
		特定災害防止準備金	94
		別途積立金	1,076,000
		繰越利益剰余金	△ 2,549,219
		自己株式	△ 7,565
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 1,664
		その他有価証券評価差額金	△ 1,664
		純 資 産 合 計	831,749
合 計	14,619,772	合 計	14,619,772

損益計算書 (平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	6,034,976	営業収益	5,769,462
電気事業営業費用	5,929,729	電気事業営業収益	5,660,091
水力発電費用	79,470	電灯料	2,335,119
汽力発電費用	2,988,367	電力料	3,040,363
原子力発電費用	429,682	地帯間販売電力料	115,730
内燃力発電費用	87,160	他社販売電力料	33,961
新エネルギー等発電費用	1,376	託送収益	48,734
地帯間購入電力料	168,761	事業者間精算収益	291
他社購入電力料	696,576	再エネ特措法交付金	26,205
送電費用	329,155	電気事業雑収益	57,421
変電費用	142,467	貸付設備収益	2,263
配電売費	449,826		
貸付設備費用	139,460		
一般管理費	1,030		
再エネ特措法納付金	217,539		
再エネ特措法納付金	32,269		
電源開発促進税	105,511		
事業税	61,947		
電力費振替勘定(貸方)	△ 875		
附帯事業営業費用	105,247	附帯事業営業収益	109,370
エネルギー設備サービス事業営業費用	1,729	エネルギー設備サービス事業営業収益	2,435
不動産賃貸事業営業費用	4,073	不動産賃貸事業営業収益	7,384
ガス供給事業営業費用	95,036	ガス供給事業営業収益	94,127
その他附帯事業営業費用	4,407	その他附帯事業営業収益	5,423
営業損失	(265,513)		
営業外費用	161,212	営業外収益	49,052
財務費用	122,153	財務収益	31,877
支払利息	119,445	受取配当金	14,185
株式交付費	2,550	受取配利息	17,692
社債発行費	158		
事業外費用	39,058	事業外収益	17,174
固定資産売却損	2,665	雑収益	17,174
雑損失	36,393		
当期経常費用合計	6,196,188	当期経常収益合計	5,818,515
当期経常損失	377,673		
渴水準備金引当又は取崩し	△ 9,865		
渴水準備引当金取崩し(貸方)	△ 9,865		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	1,093		
原子力発電工事償却準備金引当	1,093		
特別損失	1,217,784	特別利益	892,369
災害特別損失	40,231	原子力損害賠償支援機構資金交付金	696,808
原子力損害賠償費	1,161,970	固定資産売却益	79,396
核燃料加工契約変更損失	15,582	有価証券売却益	42,532
		退職給付制度改定益	73,633
税引前当期純損失	694,316		
法人税等	64		
法人税等	64		
当期純損失	694,380		

株主資本等変動計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
				海外投資等 損失準備金	特定災害 防止準備金	
当事業年度期首残高	900,975	243,555	75	169,108	435	94
当事業年度変動額						
新株の発行	500,000	500,000				
海外投資等損失 準備金の取崩し				△	37	
当期純損失						
自己株式の取得						
自己株式の処分			△	9		
株主資本以外の項目の当該 事業年度変動額(純額)						
当事業年度変動額合計	500,000	500,000	△	9	△ 37	—
当事業年度末残高	1,400,975	743,555	65	169,108	397	94

	株 主 資 本					評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 本計	そ の 他 価 証 券 評 価 差 額 金		
	別途積立金	繰越利益 剰余金					
当事業年度期首残高	1,076,000	△ 1,854,877	△	7,569	527,799	△ 319	527,479
当事業年度変動額							
新株の発行					1,000,000		1,000,000
海外投資等損失 準備金の取崩し		37			—		—
当期純損失		△ 694,380			△ 694,380		△ 694,380
自己株式の取得			△	5	△ 5		△ 5
自己株式の処分				9	0		0
株主資本以外の項目の当該 事業年度変動額(純額)						△ 1,344	△ 1,344
当事業年度変動額合計	—	△ 694,342		4	305,614	△ 1,344	304,269
当事業年度末残高	1,076,000	△ 2,549,219	△	7,565	833,413	△ 1,664	831,749

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 長期投資のうちその他有価証券

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

(2) 関係会社長期投資のうち有価証券

移動平均法による原価法によっている。

(3) たな卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

なお、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、4. 原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

数理計算上の差異は、発生した事業年度から3年間で定額法により計上している。

(2) 使用済燃料再処理等引当金

核燃料の燃焼に応じて発生する使用済燃料（具体的な再処理計画を有しない使用済燃料を除く）に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率1.6%）を計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した当該使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、平成17年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は電気事業会計規則附則（平成17年経済産業省令第92号）第2条の規定により、平成17年度より15年間にわたり営業費用として計上することとしており、平成31年度まで每期均等額30,560百万円を計上する。また、電気事業会計規則取扱要領第81に基づき、当事業年度末の未認識数理計算上の差異（134,850百万円）については、翌事業年度から再処理の具体的な計画を有する使用済燃料が発生する期間にわたり営業費用として計上する。

(3) 使用済燃料再処理等準備引当金

具体的な再処理計画を有しない使用済燃料に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上する方法によっている。

なお、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所1～4号機の装荷核燃料に係る処理費用を含んでいる。

(4) 災害損失引当金

イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

- ① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失
 政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成24年7月30日改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。
 なお、中長期ロードマップに係る費用または損失のうち、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。
- ② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用
 今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、使用済燃料再処理等準備引当金の計上基準に準じた見積額を計上している。
 なお、装荷核燃料に係る処理費用は使用済燃料再処理等準備引当金に含めて表示している。
- ③ 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失
 被災した福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。
- ④ 火力発電所の復旧等に要する費用または損失
 被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

(追加情報)

・当事業年度末における災害損失引当金残高の内訳

イ	新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	26,384百万円
ロ	東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	674,443百万円
	うち① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失	482,879百万円
	② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用	4,837百万円
	③ 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	173,659百万円
	④ 火力発電所の復旧等に要する費用または損失	9,798百万円
	⑤ その他	3,267百万円

	合計	700,827百万円
--	----	------------

- ・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(5) 原子力損害賠償引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積った避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日法律第148号）の規定による補償金の受入額を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

4. 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

（追加情報）

- ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

【会計方針の変更に関する注記】

法人税法の改正（「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年12月2日 法律第114号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成23年政令第379号））に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。なお、この変更に伴う影響は軽微である。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債（1年以内に償還すべき金額を含む）	4,473,643百万円
うち内債	4,244,205百万円
外債	159,438百万円
金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債株式会社日本政策投資銀行借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	611,269百万円

(2) 「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

雑流動資産	120,000百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	22,016,253百万円

3. 保証債務等

(1) 保証債務

イ 以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務	
日本原燃株式会社	198,825百万円
原燃輸送株式会社	23百万円
森ヶ崎エナジーサービス株式会社	96百万円
Tokyo Timor Sea Resources Inc.	2,162百万円
TEPCO Darwin LNG Pty Ltd	3,759百万円
Tokyo Electric Power Company International Paiton I B.V.	5,574百万円
リサイクル燃料貯蔵株式会社	7,605百万円
Team Energy Corporation	6,459百万円
SKZ-U LLP	928百万円
ロ 日本原燃株式会社が発行している社債に対する保証債務	9,597百万円
ハ ITM O&M Company LimitedのArabian Power Company Private Joint Stock Companyとの運転保守契約の履行に対する保証債務	564百万円
ニ Team Sual CorporationのNational Power Corporationとの売電契約の履行に対する保証債務	1,410百万円
ホ KEPCO Ilijan CorporationのNational Power Corporationとの売電契約の履行に対する保証債務	1,015百万円
ヘ TM Energy (Australia) Pty LtdのTN Power Pty Ltd及びTarong Energy Corporation Limited（現Stanwell Corporation Limited）との事業譲渡契約の履行に対する保証債務	16,919百万円

ト	Tokyo Electric Power Company International Paiton I B.V.の金融機関との金利スワップ契約の履行に対する保証債務	1,376百万円
チ	PT IPM Operations and Maintenance IndonesiaのP.T.Paiton Energyとの運転保守契約の履行に対する保証債務	628百万円
リ	従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	221,755百万円
合計		478,702百万円

(2) 偶発債務

イ 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については、下記金融機関との間に金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し、債務の履行を委任した。しかし、社債権者に対する当社の社債償還義務は、社債償還完了時まで存続する。

銘柄	債務履行引受金融機関	期末残高(百万円)
東京電力第426回社債	株式会社三井住友銀行	70,000

ロ 原子力損害の賠償に係る偶発債務

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの方針から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部より「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当事業年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務			
長期金銭債権	95,463百万円	短期金銭債権	14,034百万円
長期金銭債務	15,329百万円	短期金銭債務	232,676百万円
5. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額			
エネルギー設備サービス事業	専用固定資産		4,243百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額		12百万円
		合計額	4,256百万円
不動産賃貸事業	専用固定資産		36,447百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額		4,332百万円
		合計額	40,780百万円
ガス供給事業	専用固定資産		3,101百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額		6,156百万円
		合計額	9,258百万円

6. 会社法以外の法令の規定による引当金

(1) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第35条の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高	費用	695,712百万円	収益	18,815百万円
営業取引以外の取引による取引高		11,096百万円		

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の数 2,980,167株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、原子力損害賠償引当金、災害損失引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、未収原子力損害賠償支援機構資金交付金である。

なお、将来減算一時差異と将来加算一時差異の解消見込額を相殺した純額の繰延税金資産から同額の評価性引当額を控除しているため、繰延税金資産及び繰延税金負債は貸借対照表に計上していない。

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、原子力発電設備や業務設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約にて使用している。

【関連当事者との取引に関する注記】

主要株主

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	原子力損害賠償支援機構	原子力損害賠償支援機構法の規定による負担金の収納、資金援助、相談及びこれらに附帯する業務	(被所有)直接50.1%	原子力損害賠償支援機構法に基づく資金援助の受入れ及び負担金の納付	原子力損害賠償支援機構を引受け先とする優先株式の発行	1,000,000	—	—
					交付資金の受入れ	1,114,500	未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	891,779

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 原子力損害賠償支援機構との取引は、原子力損害賠償支援機構法第41条第1項の規定に基づく資金援助である。

子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	日本原燃株式会社	ウラン濃縮事業、再処理事業、廃棄物管理事業、廃棄物埋設事業	(所有)直接28.6%	ウランの濃縮、使用済燃料の再処理、高レベル放射性廃棄物の一時保管及び低レベル放射性廃棄物の埋設の委託(役員の兼任等)兼任1人、転籍5人	債務保証(注)	208,422	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 日本原燃株式会社に対する保証債務は、金融機関からの借入金及び社債に対して保証したものである。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たりの純資産額 Δ 104円89銭

(注) 1株当たりの純資産額については、純資産の部の合計額から原子力損害賠償支援機構の優先株式の払込金額を控除して算定しており、算定上の基礎は以下のとおりである。

(算定上の基礎)

貸借対照表の純資産の部の合計額	831,749百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	1,000,000百万円
うち優先株式の払込金額	1,000,000百万円
普通株式に係る当事業年度末の純資産額	Δ 168,250百万円
1株当たりの純資産額の算定に用いられた	1,604,037千株
当事業年度の末日における普通株式の数	

2. 1株当たりの当期純損失 432円89銭

【その他の注記】

1. 災害特別損失

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失を計上している。

- (1) 災害特別損失に含まれる費用または損失の計上方法等

イ 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」(平成23年12月16日)を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力(株)福島第一原子力発電所1~4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という)が策定された(平成24年7月30日改訂)。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

2. 原子力損害賠償費及び原子力損害賠償支援機構資金交付金

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日法律第147号)に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という)、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積もった、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額3,806,900百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」(昭和36年6月17日法律

第148号)の規定による補償金(以下「補償金」という)の受入額120,000百万円を控除した金額3,686,900百万円と前事業年度の見積額との差額1,161,970百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」(平成23年8月10日法律第94号。以下「機構法」という)に基づき新設された原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という)は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、平成24年12月27日に同日時点での要賠償額の見直し額3,243,079百万円への資金援助の額の変更を申請し、当事業年度において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額3,123,079百万円と、同年5月9日に損害賠償の履行に充てるための資金として交付することが決定された金額2,426,271百万円との差額696,808百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。

3. 財務制限条項

当社の社債(676,411百万円)、長期借入金(21,764百万円)及び1年以内に期限到来の固定負債(199,994百万円)には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月17日

東京電力株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀法 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京電力株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手しと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 「その他の注記 3. 原子力損害賠償費及び原子力損害賠償支援機構資金交付金」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に關する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積もった、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額3,806,900百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補

償金」という)の受入額120,000百万円を控除した金額3,686,900百万円と前連結会計年度の見積額との差額1,161,970百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」(平成23年8月10日法律第94号。以下「機構法」という)に基づき新設された原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という)は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。会社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、平成24年12月27日に同日時点での要賠償額の見直し額3,243,079百万円への資金援助の額の変更を申請し、当連結会計年度において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額3,123,079百万円と、同年5月9日に損害賠償の履行に充てるための資金として交付することが決定された金額2,426,271百万円との差額696,808百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、会社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。

2. 「連結貸借対照表に関する注記 3. 保証債務等 (2) 偶発債務 ロ 原子力損害の賠償に係る偶発債務」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日法律第147号)に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲に関する中間指針」(以下「中間指針」という)、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として会社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

3. 「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計処理基準に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ニ 災害損失引当金の追加情報 ・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の処理は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

4. 「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計処理基準に関する事項 (4) 原子力発電施設解体費の計上方法の追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月17日

東京電力株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀法 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京電力株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 「その他の注記 2. 原子力損害賠償費及び原子力損害賠償支援機構資金交付金」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に關する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積もった、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額3,806,900百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補

償金」という)の受入額120,000百万円を控除した金額3,686,900百万円と前事業年度の見積額との差額1,161,970百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」(平成23年8月10日法律第94号。以下「機構法」という)に基づき新設された原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という)は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。会社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、平成24年12月27日に同日時点での要賠償額の見直し額3,243,079百万円への資金援助の額の変更を申請し、当事業年度において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額3,123,079百万円と、同年5月9日に損害賠償の履行に充てるための資金として交付することが決定された金額2,426,271百万円との差額696,808百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、会社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。

2. 「貸借対照表に関する注記 3. 保証債務等 (2) 偶発債務 ロ 原子力損害の賠償に係る偶発債務」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日法律第147号)に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という)、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等に見直しに係る考え方とされている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当事業年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として会社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

3. 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 3. 引当金の計上基準 (4) 災害損失引当金の追加情報 - 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

4. 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 原子力発電施設解体費の計上方法の追加情報 - 福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定めるに際して、平成24年5月に国の認定を受けた総合特別事業計画及び平成24年11月に決定した「再生への経営方針」に基づく福島第一原子力発電所事故の被害者の方々に対する親身・親切的な賠償の実現、着実な廃止措置の実施、電力の安定供給の確保、抜本的な経営合理化への取り組み等に加え、災害等に対するリスク管理、コストダウンと安全・業務品質確保の両立、社員のモチベーションの維持・向上等への対応を監査の最重要項目と位置づけました。その上で、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び執行役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役及び執行役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め

ました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、福島第一原子力発電所の事故による経営各面の課題への対応につきましては、引き続き厳格な監査を進めてまいります。

平成25年 5 月23日

東京電力株式会社 監査委員会

監査委員 下河邊 和 彦 ㊞

監査委員 樫 谷 隆 夫 ㊞

監査委員（常勤） 古 谷 昌 伯 ㊞

(注) 監査委員 下河邊和彦及び樫谷隆夫は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に定める社外取締役であります。

以 上

株主メモ

事業年度

4月1日から翌年の3月31日まで

定時株主総会

6月

公告方法

電子公告により、当社のホームページに掲載いたします。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。

ホームページ <http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/koukoku/>

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

(注) 同社は、特別口座の口座管理機関を兼ねております。

[連絡先] 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711 (通話料無料)

ホームページ <http://www.tr.mufg.jp/daikou/>

株主のみなさまへのお知らせ

「第89回定時株主総会決議ご通知」につきましては、「株主のみなさまへ TEPCO 2012 中間報告書」と同様に、当社ホームページへの掲載のみとさせていただきますこととしております。

なお、「第89回定時株主総会決議ご通知」につきましては、紙面での閲覧をご希望される株主さまにはコピー版をお送りいたしますので、お手数ですが上記の株主名簿管理人までご連絡ください。

ホームページ <http://www.tepco.co.jp/ir/soukai/soukai-j.html>

東京電力株式会社

〒100-8560 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

電話 (03)6373-1111(代表)

ホームページ <http://www.tepco.co.jp/>